

報告第19号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第11号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年10月31日専決

新城市長 下 江 洋 行

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年9月16日 午後2時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 新城市平井字西原26番地1 |
| 3 | 賠償する相手方 | 新城市平井字西原26番地1 澤田みどり |
| 4 | 事故の概要 | 職員が介護認定調査のため公用車で相手方の自宅を訪問し、敷地内で公用車を後進した際に、車両が相手方の敷地内カーポートに接触し支柱が破損した。 |
| 5 | 損害賠償額 | 42,900円 |

報告第20号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第13号

損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月14日専決

新城市長 下 江 洋 行

- 1 賠償する相手方 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号
公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会
会長 酒 井 通 弘

2 事案の概要

新城市湯谷園地の設置及び管理に関する条例に基づき、令和4年7月から9月までの間、美谷駐車場の使用料を徴収するため、市と相手方との間で労働者派遣契約を締結し、労働者の派遣を受けていた。しかし、当該施設の使用状況から9月については集客が見込めないと予想されたこともあり、条例の適用を誤って、使用料の徴収をしないこととし、相手方との労働者派遣契約を中途解約した。

これにより、派遣元である相手方は、中途解約の原因が無いにもかかわらず派遣労働者に対して労働基準法第26条に基づき休業手当を支払う義務を負うこととなったことから、相手方は休業手当相当額分の損害を被ることとなった。

当該損害については、労働者派遣法第26条第1項第8号、厚生労働省が定める「派遣先が講ずべき措置に関する指針」第26(4)及び市と相手方が締結した労働者派遣基本契約第20条第3項から、中途解約の原因を有する派遣先である市が賠償する必要があることが示されていることから、当該損害の額について賠償を行う

必要がある。

3 損害賠償額 198,218円

報告第21号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第12号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月1日専決

新城市長 下 江 洋 行

1	工 事 名	鳳来総合支所建設工事
2	工 事 場 所	新城市長篠地内
3	変更前請負契約金額	936,760,000円
4	変更後請負契約金額	940,709,000円
5	今回変更による増額	3,949,000円
6	契 約 の 相 手 方	松井・鈴木特定建設工事共同企業体 構成員（代表者） 新城市城北一丁目1番地5 松井建拓株式会社 代表取締役社長 加 藤 栄 志 構成員 新城市大野字上野76番地8 株式会社鈴木工務店 代表取締役 鈴 木 太

第122号議案

令和4年度新城市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第10号

令和4年度新城市一般会計補正予算（第6号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年9月22日専決

新城市長 下 江 洋 行

第123号議案

新城市事務分掌条例の一部改正

新城市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下江洋行

新城市事務分掌条例の一部を改正する条例

新城市事務分掌条例（平成17年新城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市民環境部」を「市民協働部」に改める。

第3条を次のように改める。

（事務分掌）

第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。

総務部

- (1) 議会及び行政一般に関すること。
- (2) 予算その他財務に関すること。
- (3) 市有財産に関すること。
- (4) 市税等に関すること。
- (5) 危機管理及び防災に関すること。

企画部

- (1) 秘書、広報広聴及び職員の人事に関すること。
- (2) 特定政策課題に関すること。
- (3) 市政の総合調整に関すること。
- (4) 情報政策及び情報基盤の管理に関すること。

市民協働部

- (1) 市民自治に関すること。
- (2) 戸籍及び住民記録に関すること。
- (3) 環境保全及び地球温暖化防止に関すること。
- (4) 廃棄物処理及び資源リサイクルに関すること。
- (5) 公共交通施策に関すること。

健康福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 介護保険に関すること。
- (3) 保険医療及び国民年金に関すること。
- (4) 子育て支援に関すること。
- (5) 健康増進に関すること。
- (6) 地域医療に関すること。

産業振興部

- (1) 商業及び工業に関すること。
- (2) 農業及び水産業に関すること。
- (3) 林業に関すること。
- (4) 観光に関すること。

建設部

- (1) 道路、橋りょう、河川その他土木に関すること。
- (2) 公共用地の取得及び企業用地の開発に関すること。
- (3) 都市計画、住宅及び建築に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(新城市男女共同参画審議会条例等の一部改正)
- 2 次に掲げる条例の規定中「企画部」を「市民協働部」に改める。
 - (1) 新城市男女共同参画審議会条例（平成24年新城市条例第33号）第7条
 - (2) 新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金審査委員会条例（平成24年新城市条例第36号）第7条
 - (3) 新城市市民自治会議条例（平成25年新城市条例第5号）第7条
 - (4) 新城市若者議会条例（平成26年新城市条例第57号）第8条
 - (5) 新城市若者チャレンジ補助金審査委員会条例（平成28年新城市条例第16号）第7条
(新城市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 3 新城市特別職報酬等審議会条例（平成17年新城市条例第19号）の一部を次の

ように改正する。

第6条中「企画部人事課」を「企画部」に改める。

(新城市指定管理者選定審議会条例の一部改正)

- 4 新城市指定管理者選定審議会条例（平成24年新城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部行政課」を「総務部」に改める。

(新城市消防賞じゅつ金等審査委員会条例の一部改正)

- 5 新城市消防賞じゅつ金等審査委員会条例（平成24年新城市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条中「消防本部消防総務課」を「消防本部」に改める。

理 由

この案を提出するのは、市の組織の一部を変更する等のため必要があるからである。

第124号議案

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年新城市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の167.5」を加える。

第2条 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、令和4年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるからである。

第125号議案

新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正
新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年新城市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の167.5」を加える。

第2条 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、令和4年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるからである。

第126号議案

新城市職員の給与に関する条例の一部改正

新城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新城市職員の給与に関する条例（平成17年新城市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200

8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100

37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	

66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				

95		295, 200	343, 100				
96		295, 600	343, 500				
97		295, 800	343, 700				
98		296, 100	344, 100				
99		296, 500	344, 500				
100		296, 900	344, 800				
101		297, 100	345, 100				
102		297, 400	345, 500				
103		297, 800	345, 900				
104		298, 100	346, 300				
105		298, 300	346, 800				
106		298, 600	347, 200				
107		299, 000	347, 600				
108		299, 300	348, 000				
109		299, 500	348, 500				
110		299, 900	348, 900				
111		300, 300	349, 200				
112		300, 600	349, 500				
113		300, 800	350, 000				
114		301, 000					
115		301, 300					
116		301, 700					
117		301, 900					
118		302, 100					
119		302, 400					
120		302, 700					
121		303, 100					
122		303, 300					
123		303, 600					

	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

行政職給料表（二）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500
	2	137,100	188,700	209,700
	3	138,100	190,100	211,100
	4	139,000	191,300	212,300
	5	140,000	192,300	213,600
	6	141,000	193,800	215,000
	7	142,000	195,200	216,400
	8	143,000	196,500	217,800
	9	143,800	197,900	219,100
	10	144,800	198,900	220,700
	11	145,800	200,200	222,300
	12	146,900	201,200	223,700
	13	147,700	202,400	224,900
	14	148,700	203,500	226,400
	15	149,800	204,600	227,900
	16	150,800	205,700	229,200
	17	151,900	206,600	230,000
	18	153,300	207,700	230,700
	19	154,500	208,700	231,600

20	155,700	209,700	232,600
21	156,800	210,600	233,200
22	158,000	211,700	234,700
23	159,200	212,800	236,000
24	160,400	213,700	237,000
25	161,500	214,600	238,300
26	163,000	215,500	239,500
27	164,500	216,200	240,800
28	166,000	217,100	242,000
29	167,400	217,900	242,800
30	168,800	219,100	244,000
31	170,300	220,100	245,200
32	171,800	220,900	246,300
33	173,100	221,500	247,400
34	174,800	222,500	248,400
35	176,500	223,600	249,500
36	178,200	224,700	250,500
37	179,900	225,200	251,600
38	181,300	226,300	252,500
39	183,000	227,400	253,500
40	184,500	228,400	254,500
41	185,800	229,200	255,500
42	187,200	230,200	256,700
43	188,500	231,200	257,600
44	189,900	232,100	258,900
45	191,400	233,000	259,600
46	192,700	233,900	260,600
47	194,100	234,700	261,700
48	195,500	235,400	262,600

49	196, 800	236, 300	263, 700
50	197, 900	237, 300	264, 700
51	199, 000	238, 300	265, 800
52	200, 200	239, 300	266, 500
53	201, 300	240, 300	267, 200
54	202, 400	241, 300	268, 000
55	203, 300	242, 000	269, 000
56	204, 400	242, 700	270, 000
57	205, 500	243, 500	270, 800
58	206, 400	244, 400	271, 800
59	207, 400	245, 300	272, 900
60	208, 400	246, 000	273, 900
61	209, 500	246, 800	274, 900
62	210, 400	247, 600	276, 000
63	211, 300	248, 500	276, 800
64	212, 200	249, 200	277, 900
65	212, 800	250, 000	278, 700
66	213, 600	250, 600	279, 500
67	214, 300	251, 300	280, 300
68	215, 000	251, 800	281, 100
69	215, 400	252, 500	281, 700
70	215, 800	253, 100	282, 500
71	216, 100	253, 500	283, 300
72	216, 400	253, 900	284, 000
73	216, 600	254, 100	284, 800
74	217, 000	254, 500	285, 500
75	217, 400	255, 000	286, 300
76	218, 000	255, 500	287, 100
77	218, 200	255, 800	287, 700

78	218, 700	256, 200	288, 200
79	219, 100	256, 700	288, 700
80	219, 500	257, 200	289, 100
81	220, 000	257, 500	289, 500
82	220, 300	257, 800	289, 900
83	220, 600	258, 100	290, 400
84	221, 000	258, 400	290, 900
85	221, 500	258, 600	291, 300
86	221, 900	258, 800	291, 900
87	222, 300	259, 100	292, 500
88	223, 000	259, 400	293, 100
89	223, 400	259, 600	293, 400
90	223, 900	259, 800	293, 900
91	224, 400	260, 200	294, 400
92	224, 800	260, 400	294, 800
93	225, 100	260, 700	295, 200
94	225, 500	261, 100	295, 700
95	225, 900	261, 400	296, 200
96	226, 200	261, 700	296, 700
97	226, 500	261, 900	297, 000
98	226, 900	262, 200	297, 400
99	227, 300	262, 400	297, 900
100	227, 700	262, 700	298, 400
101	228, 100	263, 000	298, 800
102	228, 500	263, 200	299, 200
103	228, 900	263, 500	299, 500
104	229, 300	263, 800	299, 800
105	229, 700	264, 000	300, 100
106	230, 200	264, 200	300, 500

107	230, 500	264, 500	300, 900
108	230, 900	264, 700	301, 300
109	231, 100	265, 000	301, 600
110	231, 500	265, 300	302, 000
111	232, 000	265, 600	302, 400
112	232, 400	265, 800	302, 700
113	232, 600	266, 000	302, 900
114	233, 100	266, 300	303, 200
115	233, 600	266, 500	303, 500
116	234, 100	266, 700	303, 700
117	234, 400	267, 000	303, 900
118	234, 800	267, 300	304, 200
119	235, 200	267, 600	304, 500
120	235, 600	267, 900	304, 700
121	236, 000	268, 100	304, 900
122		268, 300	305, 200
123		268, 600	305, 500
124		268, 900	305, 700
125		269, 100	305, 900
126		269, 300	306, 200
127		269, 600	306, 500
128		269, 900	306, 700
129		270, 100	306, 900
130		270, 300	307, 200
131		270, 600	307, 500
132		270, 900	307, 700
133		271, 100	307, 900
134		271, 300	
135		271, 600	

	136		271,900	
	137		272,100	
再任用職員		193,600	204,700	223,200

備考 この表は、運転手、用務員、調理員、環境整備員、道路整備員、看護助手等に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円
以外の職員	1	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	388,300	441,700	508,100	599,400

19	390,800	444,000	510,100	600,400
20	393,400	446,400	512,100	601,400
21	396,100	447,900	513,900	602,400
22	398,300	450,300	515,700	603,400
23	400,200	452,600	517,600	604,400
24	401,800	454,900	519,500	605,400
25	403,800	456,900	521,200	606,400
26	406,100	459,200	523,000	607,400
27	408,300	461,400	524,800	608,400
28	410,600	463,700	526,600	609,400
29	412,900	465,800	528,200	610,400
30	415,000	468,100	530,000	611,400
31	417,000	470,400	531,800	612,400
32	419,100	472,600	533,600	613,400
33	421,000	474,600	535,200	614,400
34	422,800	476,700	537,000	615,400
35	424,600	478,800	538,700	616,400
36	426,600	480,900	540,500	617,400
37	428,500	483,000	542,100	618,400
38	430,500	484,800	543,700	619,400
39	432,400	486,600	545,100	620,400
40	434,400	488,400	546,700	621,400
41	436,200	490,100	548,200	622,400
42	438,000	491,900	549,600	623,400
43	439,700	493,700	551,000	624,400
44	441,500	495,500	552,300	625,400
45	443,300	497,100	553,500	626,400
46	445,100	498,800	554,500	627,400
47	446,900	500,600	555,500	628,400

48	448,600	502,400	556,500	629,400
49	450,400	504,000	557,500	630,400
50	452,100	505,300	558,400	631,400
51	453,900	506,600	559,300	632,400
52	455,700	507,900	560,200	633,400
53	457,600	508,900	561,000	634,400
54	458,800	510,200	561,900	635,400
55	460,000	511,500	562,800	636,400
56	461,200	512,800	563,700	637,400
57	462,400	513,800	564,600	638,400
58	463,400	514,600	565,500	639,400
59	464,400	515,400	566,400	640,400
60	465,400	516,200	567,100	641,400
61	466,200	517,100	568,000	642,400
62	466,900	517,900	568,900	
63	467,600	518,800	569,800	
64	468,300	519,600	570,700	
65	469,000	520,500	571,600	
66	469,700	521,400	572,500	
67	470,400	522,100	573,400	
68	471,000	523,000	574,300	
69	471,300	523,900	575,200	
70	472,000	524,700	576,100	
71	472,700	525,600	577,000	
72	473,400	526,500	577,900	
73	473,800	527,300	578,800	
74	474,400	528,200	579,700	
75	475,100	529,100	580,600	
76	475,800	529,800	581,500	

77	476,200	530,600	582,400	
78	476,800	531,500	583,300	
79	477,400	532,400	584,200	
80	477,900	533,300	585,100	
81	478,500	534,100	586,000	
82	479,000	535,000	586,900	
83	479,500	535,900	587,800	
84	480,000	536,800	588,700	
85	480,400	537,600	589,600	
86	481,000	538,500	590,500	
87	481,400	539,400	591,400	
88	481,900	540,300	592,300	
89	482,400	541,100	593,200	
90	483,000	542,000	594,100	
91	483,600	542,900	595,000	
92	484,000	543,800	595,900	
93	484,500	544,600	596,800	
94	485,100	545,500	597,700	
95	485,700	546,400	598,600	
96	486,300	547,300	599,500	
97	486,800	548,100	600,400	
98		549,000	601,300	
99		549,900	602,200	
100		550,800	603,100	
101		551,600	604,000	
102		552,500	604,900	
103		553,400	605,800	
104		554,300	606,700	
105		555,100	607,600	

106		556,000	608,500	
107		556,900	609,400	
108		557,800	610,300	
109		558,600	611,200	
110		559,500	612,100	
111		560,400	613,000	
112		561,300	613,900	
113		562,100	614,800	
114		563,000	615,700	
115		563,900	616,600	
116		564,800		
117		565,600		
118		566,500		
119		567,400		
120		568,300		
121		569,100		
122		570,000		
123		570,900		
124		571,800		
125		572,600		
126		573,500		
127		574,400		
128		575,300		
129		576,100		
130		577,000		
131		577,900		
132		578,800		
133		579,600		
134		580,500		

	135		581,400		
	136		582,300		
	137		583,100		
再任用職員		338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900

20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900

49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	408,500
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	408,800
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	409,100
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	409,300

78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	409,600
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	409,900
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	410,200
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300	387,900	
87		289,700	325,600	346,600	388,300	
88		289,900	326,000	346,900	388,700	
89		290,300	326,400	347,300	389,100	
90		290,500	326,800	347,600	389,600	
91		290,700	327,200	348,000	390,000	
92		290,900	327,600	348,300	390,400	
93		291,300	327,900	348,700	390,800	
94		291,500	328,100	349,000	391,300	
95		291,700	328,500	349,300	391,700	
96		292,000	328,800	349,600	392,100	
97		292,400	329,000	349,900	392,500	
98		292,700	329,300	350,300	393,000	
99		292,900	329,600	350,700	393,400	
100		293,200	329,900	351,100	393,800	
101		293,500	330,100	351,600	394,200	
102		293,700	330,400	352,000	394,700	
103		293,900	330,800	352,400	395,100	
104		294,200	331,000	352,800	395,500	
105		294,500	331,200	353,300	395,900	
106			331,400	353,700	396,400	

107			331,800	354,100	396,800	
108			332,000	354,500	397,200	
109			332,200	355,000	397,600	
110			332,600	355,400	398,100	
111			333,000	355,800	398,500	
112			333,400	356,200	398,900	
113			333,600	356,700	399,300	
114				357,100	399,800	
115				357,500	400,200	
116				357,900	400,600	
117				358,400	401,000	
118				358,800	401,500	
119				359,200	401,900	
120				359,600		
121				360,100		
122				360,500		
123				360,900		
124				361,300		
125				361,800		
126				362,200		
127				362,600		
128				363,000		
129				363,500		
130				363,900		
131				364,300		
132				364,700		
133				365,200		
134				365,600		
135				366,000		

136				366,400		
137				366,900		
138				367,300		
139				367,700		
140				368,100		
141				368,600		
142				369,000		
143				369,400		
144				369,800		
145				370,300		
146				370,700		
147				371,100		
148				371,500		
149				372,000		
150				372,400		
151				372,800		
152				373,200		
153				373,700		
154				374,100		
155				374,500		
156				374,900		
157				375,400		
158				375,800		
159				376,200		
160				376,600		
161				377,100		
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、薬剤師、獣医師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、機能訓練士、言語聴

覚士、マッサージ師等に適用する。

医療職給料表（三）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300

24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700

53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	

82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,400	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	396,900	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,300	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,700	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	398,100	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	398,600	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	399,000	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	399,400	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	399,800	

111	292,800	323,800	356,200	374,800	400,300	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	400,700	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	401,100	
114	293,700	324,900	357,700	376,300	401,500	
115	294,100	325,300	358,200	376,800	402,000	
116	294,400	325,600	358,600	377,300	402,400	
117	294,700	325,800	359,000	377,900	402,800	
118	295,000	326,100	359,400	378,300	403,200	
119	295,300	326,500	359,900	378,800	403,700	
120	295,700	326,700	360,400	379,300	404,100	
121	296,000	326,900	360,800	379,900		
122	296,400	327,200	361,300	380,300		
123	296,700	327,500	361,800	380,800		
124	297,100	327,800	362,300	381,300		
125	297,300	328,000	362,600	381,900		
126	297,500	328,300	363,100	382,300		
127	297,800	328,700	363,600	382,800		
128	298,200	328,900	364,100	383,300		
129	298,400	329,100	364,400	383,900		
130	298,700	329,300		384,300		
131	299,100	329,700		384,800		
132	299,500	329,900		385,300		
133	299,700	330,200		385,900		
134	300,000	330,600		386,300		
135	300,400	331,000		386,800		
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				

140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					

	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健師、助産師、看護師等に適用する。

第2条 新城市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新城市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新城市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

理 由

この案を提出するのは、令和4年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるからである。

第127号議案

新城市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例等の一部改正

新城市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(新城市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 新城市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例(平成17年新城市条例第174号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「又は第4条」を削り、同項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第4条の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第4条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
第6条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項の罰金刑」を「第1項の刑」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

(新城市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正)

第2条 新城市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例(平成21年新城市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「又は第6条」及び「(次号に規定する場合を除く。)」を削り、同項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第5条、第6条、第7条、第8条第1項又は第9条の規定に違反した場合(次

号に規定する場合を除く。)における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

第14条第2項中「第3号」を「第2号」に改め、同条第3項中「前2項」を「前2項」に改める。

(新都市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第3条 新都市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例(平成22年新都市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「前項の罰金刑」を「同項の刑」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、罰則の対象を整理する等のため必要があるからである。

第128号議案

新城市水道事業給水条例の一部改正

新城市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新城市水道事業給水条例（平成17年新城市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

（手数料）

第28条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定手数料 10,000円
- (2) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料 7,000円
- (3) 給水装置工事の設計審査手数料 1,000円
- (4) 給水装置工事の工事検査手数料 1,000円
- (5) 証明手数料 350円
- (6) 配水管及び給水装置の図面の複写手数料 150円
- (7) 給水装置の開栓及び閉栓手数料 500円
- (8) 給水装置の廃止手数料 500円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、給水装置の開栓及び閉栓並びに廃止に係る手数料を徴収する等のため必要があるからである。

第129号議案

新城市水道事業給水条例の一部改正

新城市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下江洋行

新城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新城市水道事業給水条例（平成17年新城市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第23条の表中

「

メーター口径別基本料金	13ミリメートル	814.00円
	20ミリメートル	1,760.00円
	25ミリメートル	2,860.00円
	30ミリメートル	3,300.00円
	40ミリメートル	11,000.00円
	50ミリメートル	19,800.00円
	75ミリメートル	41,140.00円
	100ミリメートル	88,000.00円

」

を

「

メーター口径別基本料金	13ミリメートル	1,474.00円
	20ミリメートル	3,212.00円
	25ミリメートル	5,214.00円
	30ミリメートル	6,622.00円
	40ミリメートル	20,042.00円
	50ミリメートル	36,080.00円
	75ミリメートル	74,954.00円
	100ミリメートル	160,336.00円

」

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第23条の規定は、令和5年9月期分として徴収する水道料金から適用し、同年8月期分までの水道料金については、なお従前の例による。

(令和6年8月期分までとして徴収する水道料金に関する特例)

- 3 令和5年9月期分から令和6年8月期分までとして徴収する水道料金は、改正後の第23条の表の規定にかかわらず、次の表に定めるところによる。

種類	区分	金額
メーター口径別基本料金	13ミリメートル	1,144.00円
	20ミリメートル	2,486.00円
	25ミリメートル	4,037.00円
	30ミリメートル	4,961.00円
	40ミリメートル	15,521.00円
	50ミリメートル	27,940.00円
	75ミリメートル	58,047.00円
	100ミリメートル	124,168.00円
使用水量別料金(一般用)	1立方メートルから10立方メートルまで	1立方メートルにつき82.50円
	11立方メートルから20立方メートルまで	1立方メートルにつき132.00円
	21立方メートルから30立方メートルまで	1立方メートルにつき187.00円
	31立方メートルから50立方メートルまで	1立方メートルにつき231.00円
	51立方メートルから100立方メートルまで	1立方メートルにつき264.00円
	101立方メートル以上	1立方メートルにつき297.00円

使用水量別料金（臨時用）	1立方メートルから	1立方メートルにつき407.00円
備考 使用水量別料金のうち、使用水量1立方メートルにつき1円は、水源かん養のために使用する。		

理 由

この案を提出するのは、水道事業の安定的な経営を図るに当たり、水道料金の額を改定するため必要があるからである。

第130号議案

新城市下水道条例等の一部改正

新城市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下江洋行

新城市下水道条例等の一部を改正する条例

(新城市下水道条例の一部改正)

第1条 新城市下水道条例(平成17年新城市条例第226号)の一部を次のように改正する。

別表中

基本使用料		605.00円	を
基本使用料		638.00円	に

改める。

(新城市地域下水道の管理に関する条例の一部改正)

第2条 新城市地域下水道の管理に関する条例(平成17年新城市条例第229号)の一部を次のように改正する。

別表中

基本使用料		990.00円	を
基本使用料		1,045.00円	に

改める。

(新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正)

第3条 新城市農業集落排水施設の管理に関する条例(平成17年新城市条例第230号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

基本使用料		2, 530. 00円	を
基本使用料		2, 585. 00円	に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。
(新城市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の新城市下水道条例別表の規定は、令和5年9月期分として徴収する使用料から適用し、同年8月期分までの使用料については、なお従前の例による。
(新城市地域下水道の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の新城市地域下水道の管理に関する条例別表の規定は、令和5年9月期分として徴収する使用料から適用し、同年8月期分までの使用料については、なお従前の例による。
(新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の新城市農業集落排水施設の管理に関する条例別表第1の規定は、令和5年9月期分として徴収する使用料から適用し、同年8月期分までの使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、下水道事業の安定的な経営を図るに当たり、使用料の額を改定するため必要があるからである。

第131号議案

新城市鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

新城市鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第12条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、入館の制限の対象となる者の規定を見直すため必要があるからである。

第132号議案

令和4年度新城市一般会計補正予算（第7号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

第133号議案

令和4年度新城市一般会計補正予算（第8号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

第134号議案

令和4年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

第135号議案

令和4年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

第136号議案

令和4年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

第137号議案

令和4年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

第138号議案

令和4年度新城市病院事業会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

第139号議案

市有財産の無償譲渡

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

新城市長 下江洋行

1 譲渡財産

建物

所在地	構造	延床面積（平方メートル）
新城市名越字西貝津33番地	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	51.69

2 譲渡の相手方

名越区自治会

代表者 神谷尚志

理由

この案を提出するのは、本譲渡財産を地域自治の推進を図るための拠点として地域の自主的な管理に委ねるため、無償で譲渡する必要があるからである。

第140号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年12月1日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	山本松宏	昭和27年 3月26日

理由

この案を提出するのは、令和5年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第141号議案

東三河広域連合規約の変更

東三河広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人</u>に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号(<u>同法第131条において準用する場合を含む。</u>)に基づき所轄庁として実施する事務（同法第6章及び第11章に規定するものに限る。）</p> <p>イ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 旅券法（昭和26年法律第267号）及び旅券法施行規則(<u>令和4年外務省令第10号</u>)に基づ</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社会福祉法人に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に基づき所轄庁として実施する事務（同法第6章に規定するものに限る。）</p> <p>イ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 旅券法（昭和26年法律第267号）及び旅券法施行規則(<u>平成元年外務省令第11号</u>)に基づ</p>

く事務のうち、愛知県事務処理特
例条例により、広域連合が処理す
ることとされた事務

(9)～(14) (略)

別表 (第 17 条関係)

経費の区分	負担割合
共通経費～第 4 条第 3 号に規定する事 務に係る経費 (略)	
第 4 条第 4 号に 規定する事務に 係る経費	社会福祉法人及び社 会福祉連携推進法人 数割
第 4 条第 5 号に規定する事務に係る経 費～第 4 条第 14 号に規定する事務に 係る経費 (略)	

備考

1・2 (略)

3 「社会福祉法人及び社会福祉連携
推進法人数割」は、予算の属する年
度の前年度の 3 月 31 日現在の広域
連合が所轄庁となる社会福祉法人数
及び社会福祉連携推進法人数によ
る。

4～6 (略)

く事務のうち、愛知県事務処理特
例条例により、広域連合が処理す
ることとされた事務

(9)～(14) (略)

別表 (第 17 条関係)

経費の区分	負担割合
共通経費～第 4 条第 3 号に規定する事 務に係る経費 (略)	
第 4 条第 4 号に 規定する事務に 係る経費	社会福祉法人数割
第 4 条第 5 号に規定する事務に係る経 費～第 4 条第 14 号に規定する事務に 係る経費 (略)	

備考

1・2 (略)

3 「社会福祉法人数割」は、予算の
属する年度の前年度の 3 月 31 日現
在の社会福祉法人数による。

4～6 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 8 号の改正規定は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の東三河広域連合規約別表の規定は、令和5年度以後の年度分の負担金について適用し、令和4年度分までの負担金については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、東三河広域連合が所轄庁として社会福祉連携推進法人に関する事務を実施する等のため必要があるからである。